

短期入所療養介護サービス利用契約書

利用者

様

社会医療法人北九州病院

事業者 介護老人保健施設 あけぼの苑

介護老人保健施設短期入所療養介護サービスを利用するにあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

(契約期間)

第2条 この契約の初回入所期間は、年 月 日から 年 月 日までとします。なお、利用者は本契約書及び別紙重要事項説明書の改定が行われない限り、初回入所時の契約をもって繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(サービス計画の作成・変更)

第3条 事業者は、利用者が概ね4日以上継続して入所する場合には、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画（ケアプラン）」（以下『ケアプラン』という）に沿って、「短期入所療養介護サービス計画」（以下『サービス計画』という）を作成します。なお、4日未満の入所の場合であっても居宅介護支援事業者と連携をとり、適切なサービスを提供します。

2. 事業者は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するようサービスの目標を設定し、前項に規程する「サービス計画」に基づき計画的に行います。
3. 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「ケアプラン」の範囲内で可能なときは、速やかに「サービス計画」の変更等の対応を行います。
4. 事業者は、「サービス計画」の作成及び変更にあたっては、その内容を利用者及びその家族に対し説明し、同意を得ます。

(サービス提供と内容の記録及び保管)

第4条 事業者は、「重要事項説明書」（以下『説明書』という）に記載した事業者が提供するサービスのうち、「サービス計画」が作成されている場合は「サービス計画」に基づいた内容のサービス、「サービス計画」が作成されていない場合は「ケアプラン」に沿った内容のサービスを提供します。

2. 事業者は、サービスの提供記録をこの契約終了後約2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。但し、複写に際しては事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

(身体拘束その他行動制限)

第5条 事業者は、利用者又は他の利用者の生命若しくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離・身体拘束・薬物投与・その他の方法により利用者の行動を制限しません。

2. 事業者が、前項により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動の制限の根拠・内容・見込まれる期間について十分説明します。なお、サービスの提供記録にその内容を記載します。

(虐待防止のための措置について)

第6条 利用者の尊厳の保持・人格の尊重のため虐待の防止について次の対応を行います。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
2. 虐待防止のための指針の整備
3. 従業者に対する定期的な研修の実施
4. 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
5. 利用者およびご家族からの苦情処理体制の整備

(サービスの利用)

第7条 利用者は、サービスを受けようとする場合にはあらかじめ事業者に対して利用する期間を明示して申し込むものとします。これに対して事業者は、居室が確保できないなど事業所運営に著しい支障をきたさない限り、利用を断ることはありません。

2. 事業者は前項により利用を断る場合には、居宅介護支援事業者への連絡・その他適当な短期入所生活介護事業者又は短期入所療養介護事業者の紹介等必要な措置を講じます。
3. 連続した利用は、30日までが介護給付の算定上限です。連続30日を越える利用日は保険給付の対象外で全額自己負担となります。

(緊急時の対応)

第8条 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

(居宅介護支援業者との連携)

第9条 事業者は、サービスの提供にあたり居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものと緊密な連携に努めます。

2. 事業者は、利用者が「ケアプラン」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

(緊急短期入所)

第10条 次の事由に該当した場合は、緊急短期入所として、サービスを提供します。

- (1) 介護者の急な疾病や死亡、失踪があった場合。
- (2) 介護者の緊急やむを得ない外出・旅行（葬儀、利用者以外の家族の看護など）で介護が困難な場合。
- (3) 災害により在宅での介護が困難な場合。

(秘密保持)

第11条 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は契約終了後も同様です。

(個人情報の取り扱い)

第12条 利用者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規程に従い、誠実に対応します。なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。

2. 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

(賠償責任)

第13条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。但し、事業者に故意過失がなかったことを証明した場合はこの限りではありません。

(利用者負担金及びその変更)

第14条 利用者は「説明書」の記載に従い、サービス利用の対価である利用者負担金・食費及び居住費を支払います。

2. 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って、改定後の利用者負担金が適用されます。その際には、事業者は利用者に説明します。
3. 事業者は、食費及び居住費をはじめ提供するサービスのうち、理美容・特別な食事・居室の提供などの介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。
4. 事業者が前項の利用者負担金の変更(増額又は減額)を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1ヶ月前までに文書により説明し、利用者の同意を得ます。

(契約の終了)

第15条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者の要介護区分が、自立（非該当）又は要支援と認定されたとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 利用者の所在が2週間以上不明になったとき

(利用者の解約権)

第16条 利用者は事業者に対して、契約終了希望日の7日前までに通知することによりこの契約を解約することができます。ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

2. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解消することができます。
- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
 - (2) 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき
 - (3) 事業者が自己破産申し立てをしたとき

(事業者の解約権)

第17条 事業者は、やむを得ない事情により事業所を閉鎖又は縮小する場合、文書により1ヶ月以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

2. 事業者は、利用者が次の各号に該当し事業者の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達成することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもって契約を解約することができます。
- (1) 利用者の行動が、他の利用者・自身の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、事業者が十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき
 - (2) 利用者が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき及び、重要事項説明書17項に定める禁止事項に該当し、改善の見込みがないとき。

(契約終了時の援助)

第18条 契約を解約若しくは終了する場合には、事業者はあらかじめ必要に応じて主治の医師及び居宅介護支援事業者若しくは地域包括支援センターに対する情報の提供を行うほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

(苦情処理)

第19条 事業者は、利用者からのサービスに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し迅速かつ適切に対応します。

2. 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(利用者代理人)

第20条 利用者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、予め選任した代理人をもって行わせることができます。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関する紛争の訴えは、利用者の所在地を管轄する裁判所を直轄裁判所とすることに合意します。

(契約外事項)

第22条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他所法令の定めるところによります。

(協議事項)

第23条 この契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

短期入所療養介護サービス重要事項説明書

〈 年 月 日 現在〉

1. 利用者（被保険者）

要介護認定区分	要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
要介護認定有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日
認定審査会意見	

2. 事業者

事業者の名称	社会医療法人北九州病院
法人所在地	北九州市小倉北区室町三丁目1番2号
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 佐 多 竹 良
電話番号	（093）561－0039

3. ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設あけぼの苑
施設の所在地	北九州市小倉南区大字湯川139番地の21
施設長	三 浦 和 之
電話番号	（093）475－6000
FAX番号	（093）475－8820

4. 事業の目的と運営方針等

（1）事業の目的

病院において病状が安定期あるいは慢性期に至って入院治療を必要としなくなった要介護高齢者又は家庭内の寝たきり老人等を対象として、リハビリテーションや日常的な看護・介護により、心身諸機能の改善や日常生活行動の向上に努めることを目的とします。

（2）運営方針

- ① 当施設は、ケアプラン及び短期入所療養介護計画に基づき、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び精神的負担の軽減を図るものとします。
- ② 当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って短期入所療養介護サービスを提供するように努めるものとします。
- ③ 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・他の介護保険施設・その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

5. ご利用施設で実施する事業

事業の種類		福岡県知事の事業所指定		定員	備考
		指定年月日	指定番号		
施設	介護老人保健施設	2021年2月1日	405.778.015.9	85名	
居宅	通所リハビリテーション	2021年2月1日	405.778.015.9	30名	
	介護予防通所リハビリテーション	2021年2月1日			
	短期入所療養介護	2021年2月1日	405.778.015.9	若干名	
	介護予防短期入所療養介護	2021年2月1日			

6. 職員の体制及び職務内容（主たる職員）

職 種	員数	区 分				事業者の 指定基準	職 務 内 容	保有資格
		常 勤		非常勤				
		専従	兼任	専従	兼任			
施設長	1人		1人				施設の運営・管理	医師 1名
医師	1人	1人					診療及び診療方法等の指導	医師 1名
薬剤師	1人		1人			0.3以上	薬剤の調剤、薬剤管理指導等	薬剤師1名
リハビリ職員	8人	5人	3人			2以上	リハビリテーション	理学療法士 4名 作業療法士 4名
支援相談員	3人	3人				1以上	介護・福祉の相談	社会福祉士2名
介護職員	27人	22人		5人		20以上	医師・看護師の指示による 看護の補助及び介護	介護福祉士18名
看護職員	13人	13人				9以上	医師の指示による 看護・介護	看護師10名 准看護師3名
介護支援専門員	1人	1人				1以上	ケアプラン作成・調整	介護支援専門員1名
管理栄養士	1人	1人				1以上	献立の作成、栄養指導、 食事に関する業務全般の管理	管理栄養士1名
事務職員	3人	2人	1人			適当数	事務手続き及び総務業務	

* 看護職員及び介護職員の総数は、常勤加算で入所者の数に対し、3人に1人を配置しています

7. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	人数	勤 務
施設長	正規の勤務時間帯（8：20～17：00）兼任で勤務	1人	4週・7休
医 師	正規の勤務時間帯（8：20～17：00）常勤で勤務	1人	4週・7休
薬剤師	正規の勤務時間帯（8：20～17：00）兼任で勤務	1人	4週・7休
リハビリ職員	正規の勤務時間帯（8：20～17：00）常勤で勤務	6人	4週・7休
支援相談員	正規の勤務時間帯（8：20～17：00）常勤で勤務	3人	4週・7休
介護職員	① 日 勤 （ 8：00～16：40）	4-6人	原則として 4週・7休
	② 遅 出 （ 10：20～19：00）	3人	
	③ 夜 勤 （ 16：00～ 9：00）	3-4人	
看護職員	① 日 勤 （ 8：30～17：10）	3人	原則として 4週・7休
	② 夜 勤 （ 16：00～ 9：00）	1-2人	
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8：20～17：00）常勤で勤務	1人	4週・7休
管理栄養士	①（7:45～16:25）②（8:30～17:10）③（9:30～18:10）	1人	4週・7休
事務職員	正規の勤務時間帯（8：20～17：00）常勤で勤務	3人	4週・7休

8. サービス内容

（1）法定給付サービス

種 類	内 容
食 事	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入所者の身体状況及び嗜好に配慮した食事を提供します ・ 食事は出来るだけ離床して食堂で食べていただけるよう配慮します 《食事時間》 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食18：00～
排 泄	・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います
入 浴	・入浴は原則として年間を通じて週2回以上の入浴、又は清拭を行います ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です
離床・着替え ・整容等	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します ・シーツ交換は、週1回実施します

機能訓練	・理学療法士、作業療法士による入所者の状況に合わせた機能訓練を行い、心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立ができるようリハビリテーションを行います
診 療	・医師により、必要と認められる疾病又は負傷に対して、明確な判断を基とし療養上妥当適切に行います ・また、入所者の病状からみて当施設において自ら必要な医療を提供することが困難と認められる時は、協力医療機関に責任を持って引き継ぎます ・入所者が外部の医療機関に通院する場合、その介添えに出来るだけ配慮します
相談及び援助	・当施設では、入所者及びその家族からいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り援助を行うよう努めます 《相談窓口》 MSW：梅田 浩一・上田 梨絵 / 内田 浩司
その他	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します ・主な娯楽設備：レクリエーション広場 ・主なレクリエーション行事：誕生会・花見・夏祭り・文化祭・クリスマス会・敬老会・運動会・クラブ活動等

(2) 法定給付外サービス

サービスの種類	内 容
療養室	・利用者の希望により、個室等がご利用できます 従来型個室：１１室 多床室：２０室
教養娯楽費	・施設内でのクラブ活動に、ご自由に参加できます
理美容	・出張による理容・美容のサービスが利用できます
テレビ	・２階西療養棟にテレビカードの販売機を設置しています ・返金される場合は事務所入口付近の精算機をご利用下さい。
洗濯物	・１階、２階にコインランドリーを設置しています。また、業者による私物洗濯もご利用できます。

(3) その他

サービス提供記録の保管	この契約の終了後５年間保管します
サービス提供記録の閲覧	土曜日・日曜日・祝祭日を除く毎日午前10時～午後4時
サービス提供記録の複写物の交付	複写に関しては、実費相当額を負担していただきます

9. 利用者負担金

お支払いいただく利用者負担金は次のとおりです

(1) 法定給付サービス分《１日あたり》 ※強化型

種類	従来型個室		多 床 室	
	施設サービス費（10割）	利用者負担金	施設サービス費（10割）	利用者負担金
要介護１	8,304 円	831 円	9,146 円	915 円
要介護２	9,055 円	906 円	9,927 円	993 円
要介護３	9,714 円	972 円	10,586 円	1,059 円
要介護４	10,312 円	1,032 円	11,174 円	1,118 円
要介護５	10,890 円	1,089 円	11,772 円	1,178 円

※地域加算１０．１４円含む

その他加算

夜勤職員配置加算	入所者の数が20名又はその端数を増すごとに1名以上の数の夜勤の介護・看護職員を配置している場合	25 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員総数のうち、介護福祉士を60%以上配置している場合	23 円
個別リハビリテーション実施加算	理学療法士若しくは作業療法士が、1日20分以上のリハビリテーションを行った場合	244 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症により在宅での生活が困難な方を緊急的にサービス提供した場合	203 円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に短期入所療養介護サービスを提供した場合	122 円
緊急短期入所受入加算	指定短期入所療養介護を緊急に行った場合。利用開始した日から起算して7日を限度とする。	92 円
重度療養管理加算	介護保健施設における医療ニーズの高い利用者の受入を促進する観点から、要介護4・5であって、手厚い医療が必要な状態である利用者の受入を評価する	122 円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上 リハビリテーションマネジメント、退所時指導等の要件が満たしている場合	52 円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上 リハビリテーションマネジメント、退所時指導等、地域貢献活動、充実したリハビリなどの要件が満たしている場合	52 円
送迎加算	施設の車両で送迎を行った場合	片道 187 円
		往復 374 円
療養食加算	医師の処方せんに基づく療養食（糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・高脂血症食・痛風食及び特別な場合の検査食）を提供した場合	1食当たり 9円
緊急時治療加算	緊急医療の必要時、施設で応急的な治療行為を行った場合に算定	526 円
総合医学管理加算	居宅サービス計画で計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として一日につき所定単位数を加算	279 円

*施設サービス費には、地域加算10、14円を含む

* 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロとして 毎月の総単位数×97/1000 を所定単位数に加算します。

- ① サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則として施設サービス費1割をお支払いいただきます
- ② 保険料の滞納などにより、上記の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額（10割）をお支払いいただき、後日保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

(2) 法定給付外サービス

種 類	内 容		
居住費 (滞在費)	・利用者負担第1段階	多床室	0 円
		従来型個室	550 円
	・利用者負担第2段階	多床室	430 円
		従来型個室	550 円
	・利用者負担第3段階(1)	多床室	430 円
		従来型個室	1,370 円
	・利用者負担第3段階(2)	多床室	430 円
		従来型個室	1,470 円
	・利用者負担第4段階	多床室	437 円
		従来型個室	1,728 円
食 費	・朝 食	1 回	281 円
	・昼 食	1 回	649 円
	・夕 食	1 回	615 円
特室料	1 人部屋を利用される場合	1 日	550 円
日用品費	・石鹸23円・リンスインシャンプー58円・ボディ シャンプー38円・ティッシュペーパー33円	1 日	152 円
教養娯楽費	・クラブ活動（お花・料理・手芸・書道・喫茶・手紙）・苑外レクリエーション ・文化祭等の参加者には、別途費用（実費）の負担があります。		
特別な送迎	・片道10km未満 158円（税込） ※送迎の実施地域（小倉南区, 北区） ・片道10km以上 263円（税込） 以外の送迎の場合加算されます		
理美容	・理容, 美容に要した費用の実費		
テレビ	・2階西療養棟の居室に設置しています。（テレビカード：1,000円）		
洗濯物	・1階, 2階にコインランドリーを設置しています。（洗濯機：1回100円／乾燥機：40分100円） ・業者による私物洗濯もご利用できます。（1 ネット税込540円）		
文書料・ その他	・診断書 2,200円 ・健康診断書 3,300円 ・診療情報提供書 250円 ・紹介状 無料 ・特定疾患臨床調査個人票 無料（※診断書又は意見書記入の場合 2,200円） ・生命保険、損害保険、簡易保険診断書 7,700円 ・面談料 3,000円		

※ 利用者負担第1段階…市民税非課税の老齢福祉年金・生活保護受給者

利用者負担第2段階…市民税非課税世帯であって、合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の方

利用者負担第3段階…市民税非課税世帯であって、上記以外の方

利用者負担第4段階…上記以外の方

(3) 利用者負担金のお支払い方法

事業者は、ご利用期間の利用者負担金の請求明細書を退所時に交付し、利用者は利用者負担金を現金にて支払います。

<振込み先>

西日本シティ銀行 城野支店 普通預金 口座番号 3176518

社会医療法人北九州病院 介護老人保健施設 あけぼの苑 施設長 三浦 和之

（振込みの場合、手数料は利用者の負担となります。）

(4) 領収書の発行

事業者は、利用者からの利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

10. キャンセル料

原則としてキャンセル料は頂きませんが、キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください

《連絡先》

介護老人保健施設あけぼの苑：支援相談員 梅田 ・ 上田 / 内田

電話番号：（093）475-6000

1 1. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」にのっとり対応を行います			
近隣との協力関係	小倉南消防署湯川分団に非常時の協力をお願いしています 医療面では、下記「12」に記載されている病院が協力します			
平常時の訓練	消防計画にのっとり年2回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。			
消防設備	設 備 名 称	個 数 等	設 備 名 称	個 数 等
	スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	無
	避難階段	3箇所	屋内消火栓	有
	自動火災報知機	有	非常通報装置	有
	誘導灯	18箇所	漏電火災報知機	有
	ガス漏れ警報機	無	非常用電源	有
消防計画等	カーテン・布団等は、防災性能のあるものを使用しています			
	消防署への届出日： 2025年3月11日			
	防火管理者： 熊井 英文			

1 2. 協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人北九州病院 北九州安部山公園病院
院 長 名	高水間 亮治
所 在 地	北九州市小倉南区大字湯川139番地の21
電話番号	(093) 475-6262
診 療 科	内科・リハビリテーション科
入院設備	有・ベット数：160床
救急指定の有無	無
契約の概要	介護老人保健施設あけぼの苑管理者・担当医師若しくは看護責任者の要請により、北九州安部山公園病院は入所者の病状悪化や、その他必要に応じ速やかに適切な処置を講じます。 介護老人保健施設あけぼの苑管理者の要請に従い、北九州安部山公園病院は、医師・薬剤師・検査技師・栄養士・理学療法士等、必要に応じ職員を派遣し入所者の病状改善・健康促進及び保健衛生の確保に協力します。

医療機関の名称	社会医療法人北九州病院 北九州総合病院
院 長 名	日 暮 愛 一 郎
所 在 地	北九州市小倉北区東城野町1番1号
電話番号	(093) 921-0560
診 療 科	内科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、糖尿病内科、人工透析内科、放射線治療科、放射線診断科、外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、耳鼻咽喉科、頭頸部外科、泌尿器科、産科、婦人科、小児科、救急科、麻酔科、リハビリテーション科、病理診断科 他
入院設備	有・ベット数：360床
救急設備の有無	有
契約の概要	介護老人保健施設あけぼの苑管理者、担当医師若しくは看護責任者の要請により、北九州総合病院は入所者の病状悪化時やその他必要に応じ、速やかに適切な処置を講じます。

医療機関の名称	医療法人社団恵友会霧ヶ丘つだ病院
院 長 名	津田 徹
所 在 地	北九州市小倉北区霧ヶ丘3丁目9-20
電話番号	(093) 921-0438
診 療 科	内科、呼吸器内科、循環器内科、消火器内科、リウマチ科、リハビリテーション科、歯科（睡眠呼吸障害）
入院設備	有・ベット数：69床
救急設備の有無	有
契約の概要	介護老人保健施設あけぼの苑入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は霧ヶ丘つだ病院の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保しています。

1 3. 協力歯科医療機関

歯科医療機関の名称	医療法人社団秀和会 小倉北歯科医院
院 長 名	庄 島 慶 一
所 在 地	北九州市小倉北区浅野二丁目7番22号
電話番号	(093) 512-9200

1 4. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設のご利用相談室	相談窓口：MSW：梅田・上田 / 内田
	ご利用時間：午前9時00分～午後4時30分
	ご利用方法：電話・面接

公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます

所在地の介護保険係	対応時間：午前8時30分～午後5時00分（月曜日～金曜日）
門司区役所保健福祉課	電話番号：331-1881
小倉北区役所保健福祉課	電話番号：582-3433
小倉南区役所保健福祉課	電話番号：951-4111
若松区役所保険福祉課	電話番号：761-5321
八幡東区役所保険福祉課	電話番号：671-0801
八幡西区役所保険福祉課	電話番号：642-1441
戸畑区役所保健福祉課	電話番号：871-1501
福岡県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地：福岡市博多区吉塚本町13番47号
	電話番号：(092) 642-7859 FAX番号：(092) 642-7857
北九州市保健福祉局 地域福祉局介護保険課	所在地：北九州市小倉北区城内1番1号
	電話番号：582-2771

ご利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等 利用者の意見等を把握する 取り組み	① あり	実施日	*実施予定	
		結果の開示	① あり	2 なし
第三者による評価の実施状況	2 なし			
	1 あり	実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示	1 あり	2 なし
	② なし			

1 5. 事故発生の対応

施設内において事故が発生した場合は、事故報告書を作成し、関係各位に連絡します。

また、事故原因を調査して再発防止に努めます。

1 6. 損害賠償責任保険

保 険 会 社	株式会社 損害保険ジャパン
保 険 内 容	医師賠償責任保険

1 7. 当施設をご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪時間（原則として） 午前9時～午後20時30分 土曜の午後、日祝日は病院玄関より お入り下さい。上記以外でのご面会・電話の取次ぎにつきましては事務室 又はサービスステーションにお申し出下さい。 来訪時には必ずサービスステーションに置いてある面会届けを ご記入下さい。
外出・外泊	主治医の許可が必要になります。外出・外泊の際は、必ず職員に申し出の 上、必要書類にご記入下さい
他の医療機関への受診	主治医の紹介状が必要となりますので、受診前に必ずご相談下さい
療養室・設備器具の 使用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことが ございます。
飲酒・喫煙	飲酒はご遠慮下さい。喫煙は決められた場所でお願ひします。 その他の場所での喫煙はご遠慮下さい。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願ひます。
所持品の管理	原則としては、ご記名のうえ入所者・ご家族に願ひします。
現金等の管理	原則としては、入所者・ご家族に願ひします。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はご遠慮下さい。
禁止事項	当苑職員 ・利用者及び家族等からの金銭、物品、飲食の授受は致しません。 ・利用者以外の洗濯・買物等「直接本人の援助」に該当しない行為は致しません。
	利用者・ 家族 ・職員に対する精神的・身体的暴力は厳に慎んでください。 ・職員に対するセクシャルハラスメント等は厳に慎んでください。

短期入所療養介護サービス利用者負担金説明書

利用者の負担金は退所ごとにお支払いいただきます。

お支払いいただく利用者負担金は、概ね次のとおりです。

※個別リハビリテーションの実施状況により金額が変わることがございます。

(ご利用期間) ～ ()

【法定給付サービス分】

保険医適用区分		算 定 内 容				利用者負担金	
施設サービス費	個室	要介護 1	831 円	3 日	2,493 円		
		要介護 2	906 円	日	－ 円		
		要介護 3	972 円	日	－ 円		
		要介護 4	1,032 円	日	－ 円		
		要介護 5	1,089 円	日	－ 円		
	多床室	要介護 1	915 円	日	－ 円		
		要介護 2	993 円	日	－ 円		
		要介護 3	1,059 円	日	－ 円		
		要介護 4	1,118 円	日	－ 円		
	要介護 5	1,178 円	日	－ 円			
夜勤職員配置加算		25 円	3 日	75 円			
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		23 円	3 日	69 円			
個別リハビリテーション実施加算		244 円	3 日	732 円			
認知症行動・心理症状緊急対応加算		203 円	日	－ 円			
若年性認知症利用者受入加算		122 円	月	－ 円			
緊急短期入所受入加算		92 円	日	－ 円			
重度療養管理加算		122 円	日	－ 円			
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）		52 円	3 日	156 円			
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		11 円	1 月	11 円			
送迎加算	片 道	187 円	回	－ 円			
	往 復	374 円	1 回	374 円			
療養食加算		9 円	回	－ 円			
緊急時治療加算		526 円	日	－ 円			
総合医学管理加算		279 円	日	－ 円			
※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 総単位数×97/1000 を加算							
保険適用外		内 容				利用者負担金	
居住費	利用者負担第 1 段階	多床室	1 日	0 円	日	－ 円	
		個室		550 円	日	－ 円	
	利用者負担第 2 段階	多床室	1 日	430 円	日	－ 円	
		個室		550 円	日	－ 円	
	利用者負担第 3 段階(1)	多床室	1 日	430 円	日	－ 円	
		個室		1,370 円	日	－ 円	
	利用者負担第 3 段階(2)	多床室	1 日	430 円	日	－ 円	
		個室		1,470 円	日	－ 円	
	利用者負担第 4 段階	多床室	1 日	437 円	日	－ 円	
		個室		1,728 円	3 日	5,184 円	
食費 (日額)	利用者負担第 1 段階		1 日	300 円	日	－ 円	
	利用者負担第 2 段階		1 日	600 円	日	－ 円	
	利用者負担第 3 段階(1)		1 日	1,030 円	日	－ 円	
	利用者負担第 3 段階(2)		1 日	1,360 円	日	－ 円	
	利用者負担第 4 段階		1 日	1,545 円	1 日	1,545 円	
食 費	朝 食		1 日	281 円	1 回	281 円	
	昼 食		1 日	649 円	2 回	1,298 円	
	夕 食		1 日	615 円	1 回	615 円	
日用品費			1 日	152 円	3 日	456 円	
特室料			1 日	550 円	3 日	1,650 円	
特別な送迎	片道 10km未満			158 円	回	－ 円	
	片道 10km以上			263 円	回	－ 円	
教養娯楽費 クラブ活動（お花・料理・手芸・手紙・書道）、苑外レクリエーション、文化祭等の参加者には、別途費用（実費）の負担があります。							
2泊3日 あたり、約 14,939 円＋処遇改善加算自己負担分のお支払いとなります							

※ 施設サービス費には、地域加算 10.14 円を含む

※ 消費税の円未満の端数処理により、税込価格と領収書が異なる場合があります。

本契約を証するため、利用者・事業者は署名捺印のうえ本契約書2通を作成し、利用者・事業者各1通を保有します。

又、利用者の短期入所期間中、利用者及び利用者の家族並びに身元引受人・後見人に関する療養上に必要な情報を、施設サービス計画（ケアプラン）の作成や、利用者の病状によっては、他の医療機関、福祉施設、居宅介護支援事業者に提供することに同意します。

入所日西暦 年 月 日

《利用者》

私は、以上の短期入所療養介護サービスの利用契約書及び重要事項・負担金についての説明を受け、その内容を了承し本契約を申し込みます。

また、契約書第12条に規定する個人情報の使用について同意します。

住 所

電話番号

氏 名

印

*上記の代筆者及びその理由

本人が のため、

続柄（ ） 氏名 が代筆いたしました。

《利用者代理人》

住 所

電話番号

氏 名

印

第12条に規定する個人情報の使用について同意します。

(続柄) (家族の氏名)

《事業者》

住 所 北九州市小倉南区大字湯川139番地の21

電話番号 (093) 475-6000

事業者名 社会医療法人北九州病院 介護老人保健施設あけぼの苑

代 表 者 施設長 三 浦 和 之

印

(事業所番号 405, 778, 015, 9)